



# 遠賀町職員の給与公表

遠賀町職員の給与や特別職の報酬、職員数、定員管理の状況などを公表します。

●問い合わせ 人事秘書係 ☎093-293-1234(代表)

## 1. 人件費 (普通会計決算額)

	歳出額(千円)	人件費(千円)	人件費率
	A	B	B/A(%)
令和2年度	10,259,995	1,048,896	10.2
令和3年度	9,398,015	1,054,623	11.2
令和4年度	9,599,791	1,094,119	11.4

※人件費には、町長や議員などの特別職職員(非常勤含む)に支給される給料や報酬などを含む

## 2. 一般職職員給与費 (令和5年度一般会計当初予算)

職員数(人)	給与費(千円)				職員1人当たり給与費(千円)
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	
122	438,507	68,709	173,503	680,719	5,580

※職員手当には、退職手当・児童手当を含まない

## 3. 職員の平均給料月額と平均年齢 (令和5年4月1日現在)

	一般行政職	
	遠賀町	国
平均給料月額	308,443円	322,487円
平均年齢	42.2歳	42.4歳

※一般行政職とは、行政職のうち税務職と保健師職の職員を除いたもの

## 4. 職員の初任給 (令和5年4月1日現在)

一般行政職	遠賀町		国
	大学卒	国に同じ	196,200円
	高校卒	170,900円	166,600円

## 5. 一般行政職の級別職員数 (令和5年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事主事補	主任	主査	係長企画主査	課長課長補佐	課長	
職員数(人)	14	11	29	32	3	11	100
構成比(%)	14.0	11.0	29.0	32.0	3.0	11.0	100.0

※級別職員数は、一般行政職のうち再任用常勤職員・任期付常勤職員を除く

## 6. 期末・勤勉手当 (令和5年度)

	遠賀町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	国に同じ	国に同じ	1.20月分	1.00月分
12月期	国に同じ	国に同じ	1.25月分	1.05月分
計	国に同じ	国に同じ	2.45月分	2.05月分

## 7. 退職手当 (令和5年4月1日現在)

	遠賀町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	国に同じ	国に同じ	19.67月分	24.58688月分
勤続25年	国に同じ	国に同じ	28.04月分	33.27075月分
勤続35年	国に同じ	国に同じ	39.758月分	47.709月分
最高限度額	国に同じ	国に同じ	47.709月分	47.709月分

## 8. 職員手当 (令和4年度普通会計決算額)

	総支給額(千円)	内容(月額)
扶養手当	11,602	子 10,000円 配偶者・その他 6,500円
住居手当	7,504	持家 0円 借家 28,000円限度
通勤手当	5,042	交通機関利用 55,000円限度

## 9. 特別職職員の報酬など (令和5年度)

	報酬等月額	期末手当	
		6月期	1.20月分
給料	町長	775,000円	12月期 1.25月分 計2.45月分 ※20%の加算有
	副町長	627,000円	
	教育長	590,000円	
報酬	議長	346,000円	
	副議長	291,000円	
	常任委員長	281,000円	
	議会運営委員長	281,000円	
	議員	272,000円	

## 10. 部門別職員数 (各年4月1日現在)

		職員数(人)		対前年増減数(人)
		令和4年	令和5年	
一般行政部門	議会	3	3	0
	総務企画	36	39	3
	税務	10	8	△2
	民生	23	23	0
	衛生	10	10	0
	農林水産	5	5	0
	商工	3	3	0
	土木	16	14	△2
	小計	106	105	△1
特別行政部門	教育	12	12	0
普通会計 計		118	117	△1
公営企業部門	国民健康保険	2	2	0
	後期高齢	2	1	△1
	介護保険	2	2	0
	下水道	7	7	0
	小計	13	12	△1
合計		131	129	△2

※職員数は、退職者・派遣職員・出向職員・再任用常勤職員・任期付常勤職員を含み、臨時的任用職員・会計年度任用職員を除く

## 11. 職員数の推移 (各年4月1日現在、単位：人)

区分	年度						
	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
増減数	2	4	2	4	1	0	△2
職員数	120	124	126	130	131	131	129

※職員数は、退職者・派遣職員・出向職員・再任用常勤職員・任期付常勤職員を含み、臨時的任用職員・会計年度任用職員を除く

※事務改善委員会などで、機構・定数および事務事業の見直しを行い、職員の効率的配置により適正化に努めています。

Onga  
お知らせ  
News

## 病院受診の負担を減らすため、 「リフィル処方箋」を活用しましょう

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に対して医師が認めた場合、医療機関を受診せずに、薬局で3回まで同じ薬を受け取ることができる処方箋です。

医療機関を受診する回数が少なくなり、通院にかかる負担や再診料などの医療費を軽減できるメリットがあります。

リフィル処方箋の発行には医師の判断が必要となりますので、希望する場合はかかりつけの医師に相談してください。

### ●リフィル処方箋の使い方

[ 1回目 ] 医療機関で診察を受けてリフィル処方箋を受け取り、調剤薬局に渡して薬を受け取る

[ 2・3回目 ] 調剤予定日の定められた期間内に、調剤薬局で薬を受け取る

※医師の診察なしで薬を受け取れます。



### ●注意事項

▷医師の判断や薬によって、リフィル処方箋を使用できないことがあります。

▷受取期間内でなければ薬を受け取ることができません。

▷医師の診察なしで薬を受け取るため、症状の変化などに気づきやすいよう、かかりつけ薬局を決めて、服薬状況や健康状況を管理してもらいましょう。

▷飲み合わせや重複をチェックしてもらうため、お薬手帳を1人1冊にまとめましょう。

▷リフィル処方箋を受け取っていても、気になる症状などがある場合は、医師の診察を受けることができます。

### ●問い合わせ 国保年金係

☎093-293-1239



Onga  
お知らせ  
News

## 令和6年度 就学援助 (新入学学用品費以外)



経済的な理由で、町内の小・中学校に子どもを通学させることが困難な保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費、校外活動費を援助します。

▷給食費や校納金などの納付を免除・減額するものではありません。

▷4月から小学1年生・中学1年生になる児童・生徒を対象とした「新入学学用品費」の援助を希望する場合は、別途、申請が必要です。詳しくは広報おんが2月号または遠賀町ホームページで確認してください。

▷町外の学校に通学している場合は、学校のある市町村に申請してください。

●対象 生活保護法による教育扶助を受けていない人のうち、次のいずれかに該当する人

▷生活保護法に定められた要保護者と同程度に困窮している(世帯全員の所得額により基準が異なります。)

▷非課税世帯

▷特に援助の必要があると認められる

●申請方法 学校教育課窓口で配布する申請用紙を提出

※遠賀町ホームページからもダウンロードできます。

### ●申請期限

援助を希望する前月末日(土・日曜日を除く)

※4月からの援助を希望する場合は、3月29日(金)

### ●申請に必要なもの

▷申請者(保護者)名義の預貯金通帳

▷家賃が確認できる資料(アパートや借家などの契約書または領収書、引落記載のある通帳など)

### ●その他

▷世帯全員分(同世帯)の所得情報が必要となりますので、収入の有無に関係なく町県民税(住民税)の申告を必ず行ってください。(勤務先などで年末調整をした人は不要です。)

▷令和6年1月2日以降に遠賀町に転入した人は、教育委員会窓口で相談してください。

▷詳しくは遠賀町ホームページで確認してください。

### ●申請・問い合わせ 学校教育係

☎093-293-1372

